

纏向遺跡周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務仕様書

1.業務の名称

纏向遺跡周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託

2.業務の目的

人口減少に歯止めの醸成と、文化財をはじめとする地域資源を活用しながら、市外からの来訪を促進すること、また住民の郷土への愛着や誇りを、地域の活性化に寄与することを目的に、「纏向遺跡」・「纏向古墳群」の魅力を発信する施設として、史跡纏向遺跡交流館(仮称)の設置を計画しています。

史跡纏向遺跡交流館(仮称)では、纏向遺跡・纏向古墳群の歴史的価値と構成要素を明らかにしたうえで、遺跡を保全し次世代へ継承し、史跡の整備を推進します。そのためにも地元住民や見学者が纏向遺跡をわかりやすく、楽しく学べるように、ガイダンス機能や学習機能、研究機能、史跡管理機能などを備えた、施設の設置は必要不可欠であると考えます。

そして史跡纏向遺跡交流館(仮称)を核として、遺跡を活かしたまちづくりを行うべく、隣接する駅前広場の設置及び周辺のインフラ整備等も併せて検討し、史跡活用の利便性向上や巻向地域のまちづくりの充実のために、地域振興や観光振興等様々な角度から地元人口流出を防ぎ、関係人口の増加を図り、地域の活性化を目指して、この構想を策定します。

3.上位計画等による位置付け

「桜井市総合計画」や「桜井市都市計画マスタープラン」、「第二次桜井市環境基本計画」、「桜井市景観計画」、「桜井市観光基本計画」、「桜井市教育推進プラン」、「桜井市歴史文化基本構想」、「史跡纏向遺跡・史跡纏向古墳群保存活用計画書」、「史跡纏向遺跡交流館(仮称)基本計画」などの関連計画との整合性

4.対象地区の位置及び区域

史跡指定地及び「文化財保護法」上の周知の遺跡である纏向遺跡全域及び纏向古墳群の全てを含めるものとする。

※「史跡纏向遺跡・史跡纏向古墳群保存活用計画書」1～2 ページ参照

5.業務期間

契約締結日から令和 8 年3月31日までとする。

6.業務内容

本業務は、「纏向遺跡周辺地区まちづくり基本構想」策定のための「Ⅰ．対象地区の現況と課題把握」とそれらの成果に基づきまとめた「Ⅱ．課題解決の方法性と基本構想の策定」、

「Ⅲ.実施すべき取り組みと地域にもたらす波及効果(B/C)」及び「Ⅳ.その他必要な業務」について行う。そのための業務の詳細は、以下のとおりとする。

I. 対象地区の現況と課題把握

1) 現況

「人口特性」、「産業」、「建物・土地利用」、「基盤整備」、「土地利用規制」、「都市機能」ごとに把握

2) 課題

「まちに住む人」、「まちづくりに関わる人」、「まちを訪れる人」ごとの視点にたって、[現状]、[課題]、[求められること]を世代ごとに設定

Ⅱ. 課題解決の方法性と基本構想の策定

①まちづくりの将来像と目標

1)まちづくりの将来像の設定

(文化財と共生するまち、遺跡・史跡を活かした〇〇なまち等、目指すまちづくりのテーマを盛り込む)

2)まちづくりの目標

「まちに住む人」、「まちづくりに関わる人」、「まちを訪れる人」ごとの視点にたって、[基本目標]を設定し、[全体の目標]を世代ごとに設定

②まちづくりの取り組み方針

上記①2)の[基本目標]ごとに、[取り組み方針]を設定し、個々の方針ごとに、詳細な方針内容の[課題]と[具体的な取組]を設定。さらに、[取り組みの展開イメージ]を示す。

方針内容の一つには、地域振興や観光振興を盛り込み、経済的な循環、関係人口の増加についても言及する。

③まちづくり構想図

取り組み方針を、当該地区に落とし込んだ「まちづくり構想図」を示す。

④まちづくりの実現化に向けて

将来像の実現に向けて、[今後の流れ(スケジュール)]及び[推進体制(産官学民労言も含む)]を示す。

「今後の流れ(スケジュール)」については、事業(取り組み)ごとに短期・中期・長期に選別し、実施スケジュールを示す。

上記①から④の項目に下記1)から6)の項目を含み、基本構想作成の提案を行うこと

1)地域の核となる施設などの設置等

- ・史跡纏向遺跡交流館(仮称)の設置
 - ・史跡公園の整備
 - 2)JR 巻向駅前広場の整備
 - 3)各サテライト(1～9)を含む発掘された纏向遺跡の主要な調査箇所(23 か所)の整備
 - 4)道路(進入路を含む)の整備及び回遊ルートの設定
 - 5)駐車場の確保及び整備の方向性
 - 6)その他、以下についても言及すること。
 - ・エリアプロモーション
 - ・JR 巻向駅駅舎及びホームの改修
 - ・管理運営等協力体制整備
 - ①纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会との連携
 - ②纏向地域関係区長(協議会等)との連携・調整
 - ③今後に向けた、新たな産官学民労言との連携
 - ・他地域との連携・協力、周遊の仕組みづくり
 - ・地元(または桜井市)にお金を落とす仕組みづくり
- ※なお詳細については、別紙【纏向遺跡周辺地区まちづくりのための柱】参照

Ⅲ.実施すべき取り組みと地域にもたらす波及効果(B/C)

設置する史跡纏向遺跡交流館(仮称)や環境を整備する周遊ルートの移動に利用した公共交通機関及び周遊先の宿泊・食事・土産等各施設がもたらす波及効果について

Ⅳ.その他必要な業務

以下の項目について、市と協議の上、必要に応じて実施する。

- ①本事業の実施に当たって必要となる打合せ、協議等(月1回程度、Web 可)
- ②受注者が提案する効果的な事項(独自提案)
 - ※ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。
- ③庁内会議(3回程度)に係る補助(会議への出席及び資料作成を含む)
- ④パブリック・コメント(令和8年1月頃予定)実施に係る補助(資料修正を含む)
- ⑤必要な市役所内の協議調整にかかる資料作成及び補助

7.成果品

電子データは、原則として Microsoft office(Word,Excel 又は PowerPoint)により編集可能な形式及び PDF 形式の両方で提出すること。

- まちづくり基本構想案(カラー刷り)……2部
- 委託業務に係る作成資料一式(A4 版ファイル綴り)……2部
- 上記の電子データ(CD-R 等)……2部
- その他、桜井市が指示する資料

8.その他

①本業務の実施に当たっては円滑かつ効率的に進めるため、発注者と連絡を取り、履行すること。

なお、業務内容について疑義が生じた場合は、受注者はその都度、市に報告の上、市の指示を確認するものとする。

②守秘義務

受注者は、発注者の許可なく本委託業務で知り得た情報及び資料等を、第三者に提供、開示または漏えいしてはならない。この義務は委託業務終了後も継続する。

③疑義について

本委託業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様に記載のない事項は、その都度発注者と受注者で協議のうえ、適切に処理すること。

以上